

徳島県告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和五年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年二月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

1 1		整理 番号
鳴門公園		路線名
同	鳴門市鳴門町土佐泊浦字 大毛一九〇番二九地先か ら 同 で 八二番二二三地先ま	区 間
新	旧	新旧 の別
一一・八〇二六・八	九・二丁一〇・五	敷地 の幅員 (メートル)
一五〇・一	一五〇・一	延 長 (メートル)